

大府市家族介護用品購入券支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅で介護を必要とする高齢者等を介護している家族の経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の維持向上を図るために支給する大府市家族介護用品購入券(第1号様式。以下「購入券」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 購入券の支給の対象となる者(以下「対象者」という。)は、本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

本市において介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項の規定による要介護認定を受けた者のうち、要介護4又は要介護5の認定を受けたもの(以下「要介護高齢者」という。)を同一世帯において介護している者

申請時において、同一世帯及び同居家族の全員に対し、市民税が課せられていない者

申請時において、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、グループホーム若しくは有料老人ホームに入所又は治療を目的とする医療施設に入院していない要介護高齢者及び同一世帯において要介護高齢者を介護している者

申請時において、要介護高齢者及び同一世帯において要介護高齢者を介護している者が別居の親族と税法上の扶養関係にない者

(購入券)

第3条 購入券の額面は、1,000円とする。

2 購入券は、対象者1人につき、4月1日から翌年3月31日までの間に75,000円を限度として支給する。

3 購入券は、1月につき6,000円を限度として支給する。ただし、第5条の規定により申請書を提出した日の属する月(以下「申請月」という。)については、9,000円を限度とする。

4 購入券で購入できる物は、紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーその他介護に必要なものに限る。

(協力機関)

第4条 この事業の実施については、別に定める大府市薬業組合加盟店(以下「協力店」という。)及び地域包括支援センターの協力を得るものとする。

2 市長は、前項に規定する協力店の代表者との間で、この事業の実施について契約を締結しなければならない。

(支給申請)

第5条 購入券の支給を受けようとする者は、大府市家族介護用品購入券支給申請書(第2号様式。以下「申請書」という。)を提出しなければならない。

(支給)

第6条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに、支給の適否を決定し、大府市家族介護用品購入券支給認定・却下決定通知書（第3号様式。以下「通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により、決定の通知をした申請者に対し、購入券を支給するものとする。

3 購入券の支給は、申請月及び7月に行うものとする。

（利用の方法）

第7条 購入券の支給を受けた者（以下「受給者」という。）は、協力店において必要とする介護用品を購入券により購入することができる。

（料金の請求）

第8条 協力店の代表者は、受給者から受け取った購入券をとりまとめ、大府市家族介護用品購入券精算請求書（第4号様式）により、市長に料金を請求する。

2 前項の請求は、3月及び9月に行うものとする。

3 市長は、前2項に規定する請求があったときは、速やかに、その検査を行い、協力店の代表者に対し、当該購入券に係る料金を支払うものとする。

（購入券の返還）

第9条 受給者は、対象者が死亡し、又は第2条各号の規定に該当しなくなったときは、速やかに、購入券を市長に返還しなければならない。

（譲渡又は担保及び目的外使用の禁止）

第10条 受給者は、購入券を他人に譲渡し、担保に供し、又は介護用品以外の物品の購入に使用してはならない。

（利用の中止）

第11条 市長は、受給者がこの要綱に違反したときは、既に支給した購入券の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。